

第7次総合計画期間における行政評価外部評価について

1 行政評価外部評価とは

江別市では、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、事務事業評価表を用いた内部評価を行い、事業内容を見直すとともに、その結果を市ホームページに公表している。【別添参照】

この事務事業評価を用いた内部評価が適切に運用されるよう、江別市では、行政改革推進委員会による外部評価を実施している。

【参考：実施根拠】江別市自治基本条例（（平成21年条例第22号）

（行政評価）

第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

2 第7次江別市総合計画期間における外部評価の実施手法について

（1）基本方針

第7次江別市総合計画における外部評価についても、平成27年2月に策定された「第6次江別市総合計画における行政評価外部評価制度のあり方検討結果報告書」に基づき実施することとする。

（上記検討結果報告書の要約）

【論点1】	外部評価の種類（方式） 内部評価結果の検証により評価の質を向上させる分析強化型の手法を基本としつつ、必要に応じて事業の改善を求めていく市民協働型の要素も取り入れた方式とする。
【論点2】	外部評価の対象 「えべつ未来戦略」を基本的に外部評価の対象とし、加えて、「まちづくり政策」からも、市が重要度等を勘案して対象事業を選択する。また、市が選択した事業以外にも外部評価委員会の意見で対象とすることができる。
【論点3】	外部評価の対象の選定方法 第6次総合計画は、5年後を目途に見直しを検討することとしていることから、それまでの3年間で4つの戦略全てを計画的に選定し、評価対象とする。
【論点4】	外部評価の視点 ①市の資料・説明は丁寧で分かりやすいか ②対象・意図・手段のつながりは適切か ③成果指標の変動要因や事業の課題の把握ができているか ④戦略プロジェクト等の方向を示す指標は適切か

(2) 具体的な実施手法（案）

① ヒアリングを中心とした外部評価

前回の外評価（令和2年～令和5年）では、事業所管課へのヒアリングを基本とした実施手法とした。

さらには、ヒアリング時間を長く設けることで、ヒアリングをする側、される側の双方が納得しながら議論することが可能となっていたことから、今回においても同様の手法とする。

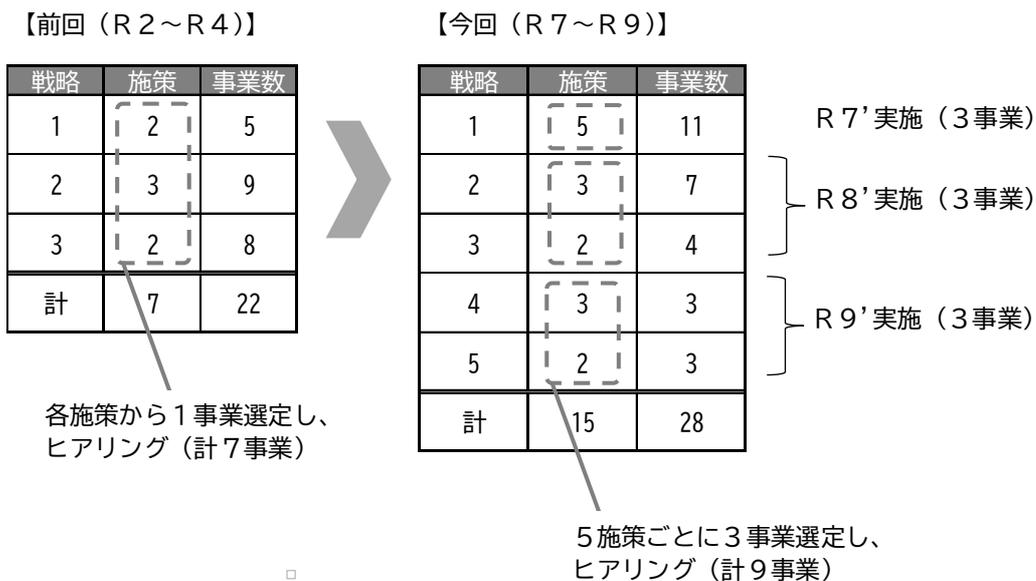
② 事業の選定方法

江別市では、江別市の特色や優れた点を生かして、まちの魅力を高めながら、課題の解決につながるテーマを「えべつ未来戦略」として位置づけ、令和6年度から令和10年度までの間で、重点的・集中的に取り組むこととしている。

えべつ未来戦略を構成する事業は、まちづくりにおいて特に重要なものであることから、この中からヒアリング対象事業を選定することとする。

また、具体的な事業の選定に関しては、前は各戦略の施策ごとに1事業を選定していたが、今回は施策数の増加に伴い、15の施策の中から毎年3事業ずつヒアリングを実施する。

【事業選定の考え方】



③ 外部評価結果の迅速な反映

前回と同様に、評価にかかる期間を短縮し、当該年度の内部評価（毎年2月頃に実施する新年度予算）に速やかに反映できる仕組みとする。

【スケジュールのイメージ】

